

# 国内経済要録

## ◇長期金利の引下げ

### 1. 国債、政府保証債、公募地方債

政府は、国債、政府保証債、公募地方債の発行条件をそれぞれ次のとおり改訂、7月債から実施することとした(国債は6月30日決定、政府保証債および公募地方債は7月1日決定)。

#### 国債等の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後	変更前
長期国債	7.286 (7.2%、99.50円)	7.487 (7.4%、99.50円)
中期割引国債	6.716 (72.25円)	7.781 (68.75円)
政府保証債	7.430 (7.3%、99.25円)	7.676 (7.5%、99.00円)
公募地方債	7.531 (7.4%、99.25円)	7.889 (7.8%、99.50円)

### 2. 利付金融債

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改訂、7月債から実施することとした(6月24日発表)。

#### 利付金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後	変更前
5年もの	7.300 (7.3%、100.00円)	7.500 (7.5%、100.00円)
3年もの	7.060 (7.0%、99.85円)	7.200 (7.2%、100.00円)

### 3. 長期貸出最優遇金利

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ(6月24日発表)、6月27日以降新規貸出分から実施した。

#### 長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	8.20	8.40

### 4. 貸付信託予想配当率

信託銀行は、貸付信託予想配当率のうち契約期間5年のものについて、次のとおり引下げ、7月21日以降新規募集分から実施することとした(6月24日発表)。

契約期間2年のものについては据置。

#### 貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 2年のもの	6.20 (据置)	6.20
〃 5年のもの	7.32	7.52

### 5. 合同運用指定金銭信託予定配当率

信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、合同運用指定金銭信託予定配当率のうち契約期間5年以上のものについて、次のとおり引下げ、7月21日以降新規受託分から実施することとした(6月24日発表)。

契約期間1年以上2年未満のもの、および契約期間2年以上5年未満のものは据置。

#### 合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 1年以上2年未満のもの	5.75 (据置)	5.75
〃 2年以上5年未満のもの	6.05 (据置)	6.05
〃 5年以上のもの	7.13	7.33

## ◇政府系金融機関の貸付基準金利等の引下げ

1. 政府系金融機関は、長期金利改訂の一環として貸付基準金利を引下げ(6月25日決定)、6月27日以降新規貸付分から実施した。主なものは次のとおり。

#### 政府系金融機関の貸付基準金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
開発銀行貸付基準金利	8.20	8.40
国民公庫普通貸付基準利率	7.90	8.10
中小公庫一般貸付基準利率	7.90	8.10
北東公庫貸付基準利率	8.20	8.40
公営公庫貸付基準利率	7.80	8.00

2. 商工組合中央金庫は、貸出金利を次のとおり引下げ（6月24日決定）、6月27日以降新規貸付分から実施した。

#### 商工組合中央金庫の貸出金利

(単位・年%)

		変更後	変更前
組合貸	1年以上	8.00	8.20
	2年以上	8.20	8.40
	5年以上	8.40	8.60
構成員貸	1年以上	8.20	8.40
	2年以上	8.40	8.60
	5年以上	8.60	8.80

#### ◇事業債の発行条件の改訂

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改訂し、7月債から実施することを発表した(6月28日)。

#### 事業債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後		変更前	
	10年債	7年債	10年債	7年債
A A 格債	7.688 (7.6%、 99.50円)	7.654 (7.6%、 99.75円)	8.090 (8.0%、 99.50円)	8.055 (8.0%、 99.75円)
A 格債	7.788 (7.7%、 99.50円)	7.755 (7.7%、 99.75円)	8.190 (8.1%、 99.50円)	8.156 (8.1%、 99.75円)
B B 格債	7.889 (7.8%、 99.50円)	7.855 (7.8%、 99.75円)	8.291 (8.2%、 99.50円)	8.256 (8.2%、 99.75円)
B 格債	7.989 (7.9%、 99.50円)	7.955 (7.9%、 99.75円)	8.391 (8.3%、 99.50円)	8.356 (8.3%、 99.75円)

#### ◇輸入貿易管理の簡素化

通商産業省は、輸入貿易管理について簡素化をはかるため、輸入貿易管理令をはじめ関係政省令の手直しを順次行う旨発表した(6月20日発表)。

今回の措置の概要は次のとおり。

1. 総価額3,000ドル相当額以下の貨物(外国為替公認銀行の輸入承認を要するものを除く)については、輸入の届出を不要とする(従来は、総価額30万8千円以下)。
2. 無為替輸入される総価額300万円以下の貨物(輸入割当制度<I.Q.>対象品目を除く)については、税関長の無為替輸入承認のみで輸入できることとする(従来は、総価額100万円以下)。
3. 委託販売貿易契約による貨物の輸入については、通商産業大臣の事前許可を不要とする。ただし、標準決済方法以外の決済方法による場合には、標準外決済方法についての事前許可が必要。
4. 仲介貿易契約については、実態に応じて原則的に届出制とする(従来は、通商産業大臣の許可が必要)。
5. 輸入貿易管理の簡素化については、大蔵省と協同して、今後さらに検討を行い、逐次実施していくこととする。

#### ◇歩積・両建預金の自粛の徹底についての大蔵省銀行局長通達

大蔵省は、歩積・両建預金の自粛について一層の徹底を図るため、各金融機関団体あて銀行局長通達を発出した。なお同省は、信用組合を監督する都道府県知事に対しても、同様の拘束預金の自粛指導をするよう要請した(いずれも6月27日)。

上記通達の概要は次のとおり。

1. 各金融機関において、歩積・両建預金に関する担当役員のみならず、最高責任者を含めた関係者による責任体制の強化を図るとともに、自粛につき一層の努力を傾注することが必要である。
2. 特に中小企業に対しては、金融機関が資金の貸手としての優越的な地位を利用し、歩積・両建預金のみならず、その他取引の各面において債務者に不当な不利益を課することのないよう、今後とも配慮していくべきである。
3. 大蔵省としては、今後さらに検査の強化等により指導の徹底を期するとともに、自粛措置の不十分と認められる場合には、厳しい責任の追求等の措置をとる考えである。